

「有料・無料職業紹介事業報告書」の提出に係るご案内

職業紹介事業を行う事業主は、職業紹介事業を行う事業所ごとに、毎年、4月30日までに「職業紹介事業報告書」を厚生労働大臣宛てに提出しなければなりません。

1. 提出書類【提出に必要な部数】

- (1) 有料職業紹介事業報告書または無料職業紹介事業報告書（様式第8号）【正本1部、写し2部】

※実績がない場合も、提出してください。

- (2) 第2種特別加入保険料に係る手数料集計表【正本1部、写し2部】及び手数料管理簿の写し【写し2部】

※第2種特別加入保険料に係る手数料収入の、実績があった場合に限り提出してください。

2. 提出期限・・・毎年4月30日まで



3. 職業紹介事業報告書（以下、「報告書」という。）の記入及び報告における留意事項

- (1) 報告書の様式は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>)からダウンロード(エクセル版においては、新職業分類を選択入力が可能)することができます。

- (2) 令和〇年に提出する報告書の対象期間は、令和〇-1年4月1日から令和〇年3月31日までの職業紹介事業の実績（離職については、令和〇-2年4月1日から令和〇-1年3月31日）となります。

- (3) 報告書に取扱業務(取扱職種)の区分を記載する場合は、厚生労働省ホームページからダウンロードできる報告様式内の新職種コード(離職数の記載の場合も使用)の3桁番号(001～099)やアルファベット(a～i)も含めて、記載してください。なお、次の職種は、明確に区分してください。

a 家政婦(夫)、b マネキン、c 調理師、d 芸道家、e 配せん人、f モデル、g 医師、h 保育士、
i 特定技能の在留資格に係る職業紹介

- (4) 報告書は、記載例を参照のうえ、職業紹介事業を行う事業所ごとに作成してください。

- (5) 報告書は、郵送またはe-Govによる電子申請による提出にご協力ください。

①郵送の場合

- ・報告書の控えを返戻するため、返信用封筒(要切手貼付)を同封してください。

②e-Govによる電子申請の場合

- ・e-Govによる電子申請の方法については、下記アドレスで確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001606434.pdf>

(職業紹介事業報告書の電子申請マニュアル)

- ・電子申請による提出のときは、報告書の控えの返戻は行いません。



- (6) 報告書の提出後は、厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」に、速やかに入力(”実績なし”でも“0”を入力する)をお願いします。

提出先住所：〒892-0847

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1F

鹿児島労働局職業安定部需給調整事業室

TEL 099-803-7111